

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：大館桂工業株式会社（法人番号4410001005936）  
業者の住所：秋田県大館市御成町3-7-17
2. 指名停止措置期間：令和7年9月18日から令和7年10月17日まで  
（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
4. 事実概要：  
令和4年5月27日、下請として参加した秋田県鹿角市の解体工事現場で、労働者が脚立から転落する労働災害が発生したことについて、上記有資格者の現場代理人ほか2名は、元請事業者である株式会社石川組の現場代理人と共謀して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出し、令和7年4月21日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、同年6月24日、上記有資格者に対し罰金20万円、現場代理人ほか2名に対し罰金10万円の判決が確定した。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内